



2024
広報10
月号

NO.
201

あぐに

大洋の中に豊かな
くらしと文化を築く

栗国村公認キャラクター

「アニーちゃん」



ひまわり畑

10月の主な内容

総務課だより 2～6頁
民生課だより 7頁
経済課だより 8頁
教育委員会だより 9頁
船舶課だより 8頁



■村の人口と世帯数（令和6年8月31日）

		西	浜	東	計	前月比
人口	男	89人	126人	148人	363人	3人減
	女	59人	89人	140人	288人	3人減
	計	148人	215人	288人	651人	6人減
世帯数		100世帯	145世帯	165世帯	410世帯	4世帯減

■ハブの捕獲数（令和6年8月31日時点）

令和6年度	平成29年度からの総数
122匹	627匹



所 信 表 明



栗国村長
上 原 一 宏

令和6年第6回栗国村議会定例会の開会にあたり、議案の説明に先立ち、就任の挨拶と所信の一端を申し上げます。

去る7月7日に執行されました栗国村長選挙におきまして、村民の皆様への負託を賜り村政のかじ取りを担わせていただくことになりました。村民の皆様にご信任いただき心から感謝申し上げます。

8月1日付けで栗国村長に就任しましたが、これから村長として栗国村の更なる発展のため全力で取り組み、歴代の村長、議会、村民の皆様が築き上げてきた栗国村のまちづくりと、新たな村政運営に向けて邁進する所存でございます。

まず初めに、私の基本的な考え方についてお話しさせていただきます。

私は、地域の皆様が安心して暮らせる環境を整えることが、村長としての最も重要な使命であると考えております。そのためには、地域の声に耳を傾け、皆様と共に歩む姿勢を大切にしていきたいと思っております。地域の課題やニーズを的確に把握し、それに基づいた施策を推進することで、より良い村づくりを目指してまいります。

村の更なる発展のためには、地域経済の活性化が必要です。地元産業の育成や新たなビジネスの創出に向

けて、各種助成金や支援制度の充実を図っていく必要があると考えています。また、観光資源の開発や地域特産品の開発・PR活動を強化し、島外からの訪問者を増やすことで、地域経済の循環を促進していきたいと考えております。

次に、教育・子育て支援についてです。未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるため、保育施設や学校教育の充実を図ります。また、地域全体で子育てを支える仕組みを構築し、親子が安心して暮らせる村づくりを進めてまいります。

さらに、高齢者福祉の充実も重要な課題です。高齢化が進む中で、高齢者が自立した生活を送れるよう、介護サービスや地域包括支援センターの充実を図ります。また、高齢者が地域社会に参加できる機会を増やし、孤立感を解消するための取り組みも進めていきます。

行政運営にあたっては、村民の皆様との信頼関係を築き、情報公開や意見交換の場を設けることが不可欠です。定期的な村民説明会やアンケート調査を通じて、皆様の意見を反映させた政策づくりを進めてまいります。

次に具体的な施策については、

1. 農業・水産業・観光の振興

① 活力ある農業を育てていくため、農業用貯水池の整備と、各土地改良区に畑地かんがい施設を整備し、農業用水の安定確保に努め農業生産及び農業所得の向上を図っていきたくと考えています。また、耕作放棄地の有効活用を推進し、サトウキビ等の農産物の増産につながるよう取り組んでまいります。

② 農業用地の集約及び土地の有効利用に向けて、新たに手川上地区一帯の圃場整備に向けて検討を進めてまいります。

③ 優良牛育成のため、一括交付金の活用による畜産農家の支援を行ってまいります。

④ 安定した漁業所得を確保するために、漁業組合との連携によるパヤオの設置や特産品の開発などを進め、雇用の創出を図っていきたくと思います。

⑤ 観光協会と連携し地域資源を活かした体験滞在型観光を推進するとともにオートキャンプ場等の観光地の魅力を発信してまいります。また、島外から観光客の誘客を図っていくことで雇用の場を創出していきたくと思います。

⑥ 昔から村内に散在する拝所等

又は、行事等は文化的要素や観光的要素をたかめ、村の大事な資源として活用してまいります。

2. 医療の充実

- ① 本島で通院治療をされている方の経済的負担を軽減するための助成制度の拡充を図ります。

3. 高齢者支援の充実

- ① 高齢者の生きがい・健康づくりのために、パークゴルフ場の利活用を促進し健康増進を図っていききたいと思います。

4. 子育て支援・教育の充実

- ① 幼稚園の保育料、学校給食の無料化を継続するとともに英検等各種検定料の無償化等により子育て世代の負担軽減に努め安心して子育てができるよう支援していききたいと思います。

- ② 学校の電子黒板や児童生徒のタブレット環境の充実を図るとともに、ICT指導員を配置し、学校DXを推進することにより教職員の業務環境の改善を進めてまいります。

- ③ 児童生徒のスポーツ、文化活動の交通費・宿泊費の補助を継続し、部活動等の活性化を図ってまいります。

- ④ 国際理解の推進とグローバル化社会への対応を目指した国際交流事業（海外ホームステイ）

を継続し、異文化交流を推進してまいります。

5. 伝統文化の充実

- ① 栗国の伝統文化マースヤーを継承していくため各小字を支援し伝統文化の継承・充実を図るとともに文化活動の支援を図っていきしたいと思います。

6. 消防・防災の充実

- ① 災害時のエネルギー確保として、蓄電池の設置を検討するとともに電源確保として、公用車の電気自動車の導入を推進し災害時の電気供給源の確保に努めます。

7. インフラ整備の充実

- ① ふるさと資料館、中央公民館の老朽化を見据え、新たな複合施設の建設を検討していききたいと考えています。複合施設には、生涯学習のため公民館、ふるさと資料館、図書館を設置するとともに村民の健康増進のためアスレチックジム等の複合施設建設に向け検討していききたいと思っています。

- ② 村道一周線の実現に向けて、用地交渉及び整備を進めてまいります。一周道路の完成後は、ハーフマラソン等各种イベントを開催し、観光振興に寄与していききたいと思います。

- ③ 移住・定住のため空き家バンクの登録促進や、リフォーム等の支援を行い空き家の活用に取り組み地域活性化につなげていきたいと思っています。

- ④ 飛行機の安定運航を図り、村民や観光客の利便性の確保に努めていきます。

8. DXとキャッシュレス化の推進について

- ① 役場におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）とキャッシュレス化の推進は、現代の行政運営において非常に重要なテーマとなっております。

これらの取り組みは、行政サービスの効率化や村民の利便性向上を図るために不可欠であり、今後の地域社会の発展に寄与するものと考えております。まず初めに、役場及び船舶窓口のDXとキャッシュレス化を進め、手書による各種申請書や船舶の乗船手続等の待ち時間を軽減しお客さんの利便性の向上に努めていききたいと思います。さらに村全体のキャッシュレス化を推進することにより、村民や観光客の利便性を図っていききたいと思います。そのためには、民間のキャッシュレス化にともなう、決済手数料等の助成支援が必要

だと考えています。

9. 住民とともに歩む行政（役場）づくり

- ① 迅速でわかりやすい村政情報を提供し、村民自ら政策検討段階から村づくりに参加・参画できる取組みを推進するとともに村民の意見を大切に安心の村づくりを推進してまいります。

以上が、今後4年間の村政運営を担うに当たり、所信の一端を申し述べさせて頂きましたが、本村の本年度の諸施策につきましては、鋭意検討を重ねながら進めているところであり、議員各位をはじめ村民の皆様方の格別なご理解とご協力に厚くお礼申し上げます。また、これまでの必要な諸施策については継続を図り、今後、本村の様々な課題につきましては、村民皆様及び各種団体等の声を直接お伺いし、意見を交わしながら共に考えた施策展開に全力で取り組んでまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。結びに、村民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、村政運営のご支援とご協力をお願い申し上げます。村長就任の所信表明とさせていただきます。

令和6年9月12日

栗国村長 上原一宏

沖縄県離島住民割引運賃 カードの更新手続きについて

離島住民カードをご利用中の皆様へお知らせいたします。

離島住民カードには、**3年という有効期限**があります。有効期限が過ぎている場合、フェリー及び飛行機等の運賃割引が適用されず一般料金でのチケット購入となります。

離島住民カードの有効期限が過ぎている方は、速やかに総務課窓口にて更新手続きをお願いします。なお、更新手続きは、有効期限の2か月前から受け付けております。

詳しくは、役場総務課（098-988-2016）までお問い合わせください。

副村長辞令交付式 及び就任式

令和6年9月17日火曜日、山城 義之（新）副村長の辞令交付式及び就任式が行われました。



司法書士による 出張無料相談会

まずは、相談してみませんか？

- ・不動産の相続・売買・贈与等の登記に関すること。
- ・遺言書に関すること。
- ・借金問題、隣地とのトラブル
- ・成年後見
- ・裁判手続

などなど…



令和6年11月9日（土）

時 間：午後1時～午後5時

場 所：離島振興総合センター

（粟国村字東1088番地）

主 催：沖縄県司法書士青年の会

共 催：沖縄県司法書士会

※ご相談については、事前にお問い合わせ先までご予約をお願いします。

ご予約の際は、粟国村での相談会の件とお申し付け下さい。

※悪天候などで島への運航便が欠航となった際は、当相談会も中止となる場合があります。

【お問合せ先】沖縄県司法書士青年の会（^{サカエダ}榮田）

[電話] 090-7153-8882

令和6 年度栗国村

「地震・津波避難訓練」について

11月5日は
津波防災の日

今回の避難訓練では

村全域住民が役場へ移動する訓練を行う予定です。



11月5日（火）の10：00に地震が発生した想定で訓練が始まります。

10：02ごろに防災無線で「地震が発生しました。」との放送が流れます。

10：03ごろにスマートフォンに緊急速報メールで「大津波警報」の通知が届き、防災無線で「大津波警報が発表されました。高台へ避難して下さい。」と放送され避難訓練が開始されます。

避難場所として、役場へ向かうことになります。その際、消防団による避難誘導が行われますので、御協力をお願いします。

※参加者の名簿を作成しますので

役場での申し込みをお願いします。

10月18日（金）までをお願いします。

訓練時

「緊急速報メール」が
配信されます

※携帯電話の設定により、
マナーモード設定時でも音
が鳴る場合があります。

津波警報！



いつ、来るかわからない災害に備えて

11月5日（火）「津波防災の日」

【お問い合わせ】

栗国村役場 総務課 防災担当 上原

988-2016

10：00
開始



令和6年度栗国村職員採用試験募集要領

受付期間：令和6年9月2日（月）～ 同年10月10日（木）必着
第1次試験：令和6年10月27日（日）予備日11月10日（日）
試験会場：那覇市前島3-25-1 とまりん会議室 B
第2次試験：第1次試験合格者に通知
採用予定日：令和7年4月1日（4月1日が困難な場合は調整可能）

1. 採用予定人員

一般事務（行政職）：5名

2. 試験の日程・内容

日 時	令和6年10月27日（日）		予備日 令和6年11月10日（日）	
	受付時間：13時30分			
	開始時間：13時45分（※着席・事前説明等開始）			
	職 務 能 力 試 験	14時00分 ～ 15時00分（60分）		
	職 場 適 応 性 検 査	（15時20分着席）15時30分 ～ 15時50分（20分）		
場 所	試 験 会 場	那覇市前島3-25-1 とまりん とまりん会議室 B		
試 験 内 容	職 務 能 力 試 験	論理的に考察する力・文書を正確に理解する力・統計等の資料を分析する力・国内外の社会情勢の理解等を確認する基礎的な出題（60題／60分）		
	職 場 適 応 性 検 査	公務員としての職業生活への適応性に関する検査（150題／20分）		
持 ち 物	受験票、HB 鉛筆、消しゴム			

3. 第二次試験

※日程等の詳細については第1次試験合格者に通知します。

詳細は栗国村ホームページ、もしくは
栗国村総務課までお問い合わせください。
担当：喜瀬 TEL：098-988-2016

令和7年 新年会及び二十歳のつどい （旧成人式）開催について

令和7年（巳年）の新年会及び二十歳のつどいは、下記のとおり開催を予定しております。
ただし、やむなく式典の中止や内容の変更を行う場合がありますので、あらかじめご理解のほどよろしくお願いいたします。

※式典の詳細は、決まり次第ホームページ及び広報誌でお知らせします。

日 時：令和7年1月11日（土）（予定）

場 所：栗国村離島振興総合センター



この件に関するお問い合わせ先
栗国村役場 総務課（098）988-2016

【児童手当】に関するお知らせ

受給世帯に18歳から22歳の子がいる世帯にお知らせです。

【児童手当の制度が令和6年10月1日より変わります。】

令和6年10月分の手当から、第3子以降の手当額が1万5千円から3万円に増額します。この、第3子のカウントには、経済的な負担等がある18歳以降から22歳（年度末時点）までの子が含まれます。そのため、現在、児童手当（又は特例給付）を受給中で、18歳以降から22歳（年度末時点）までの子を養育されている方は、「[監護相当・生計費の負担についての確認書](#)」をご提出ください。

例1) 19歳の大学生・17歳の高校生・11歳の小学生の世帯は、19歳の大学生が第1子となり、11歳の小学生は第3子となり月3万円の支給対象となります。

例2) 19歳の社会人・17歳の高校生・11歳の小学生の世帯は、17歳の高校生が第1子となり、11歳の小学生は第2子となり月1万5千円の支給対象となります。

【経済的負担とは】

「経済的負担」とは下記すべてに該当する場合のことを指します。

1. 日常生活上の世話および必要な保護をしている
2. お子さまが、受給者の収入によって日常生活の全部または一部を営んでいる。
3. 受給者による生活費の負担を欠くと、お子さまが通常の生活水準を維持することができない。

※該当される方は内容を読んでいただき必要書類の提出をお願いします。

【提出書類】

「[監護相当・生計費の負担についての確認書](#)」

【提出期間】

令和6年10月31日（木）

※提出の時期によっては、手当の増額が遅れる場合がございます。（総支給額が減るわけではありません。）

【提出先・問い合わせ先】

栗国村役場 民生課 児童手当係 電話：098-988-2017



..*.*.*.*.*.* 健康運動教室 *.*.*.*.*.*.*.*

8月22日（木）および23日（金）に、離島振興総合センターにて健康運動教室を開催いたしました。日本健康運動指導士会沖縄県支部理事の長沼利幸先生を講師としてお招きし、メタボリックシンドロームや生活習慣病についてご講演いただきました。また、ストレッチや自重トレーニング、ノルディックウォーキングの歩き方などを学びました。教室終了後には、ノルディックウォーキング用のポールの貸し出しも民生課にて行っております。次回は11月頃に予定していますので、皆様のご参加をお待ちしております。



栗国村に住むみなさんへ

第2次栗国村観光振興計画の策定に向けた村民アンケートのお願い

栗国村の観光について ご意見をお聞かせください

アンケート実施期限
令和6年

10/1 (火)

～
10/16 (水)

～アンケート調査回答にあたって～
・このアンケート調査は栗国村に住む村民を対象として行います。
・所要時間：3～5分

アンケート回答先

返信用封筒に記入いただくか
URL、または右記のQRコードから
ご回答よろしくお願いします。

<https://forms.gle/qCkCmrMqaWnKUqRN9>



実施：栗国村役場経済課 観光係

船舶課 だより

～～ 船舶課からのお知らせ ～～

いつもご利用いただき有り難うございます。

船舶課で発行しているチケット類には適格請求書発行事業者番号が記載されていますが、令和6年4月から公営企業法適用化したことに伴い、番号が変更になりました。

必要上領収書等をお持ちの方で、4月1日以降分は次の番号に修正をおねがいします。

T8800020006962

ご不明な点は、船舶課までおたずねください。

船舶課



村長日程表

R6年10月

3日(木) 出張) 沖縄県町村会 町村長視察研修
7日(月) 出張) 南部広域行政組合 理事会
8日(火) 出張) 県知事・副知事表敬訪問

出張) 南部広域事務組合 理事会
出張) 南部離島町村長議長連絡協議会 役員会
16日(水) 出張) 視察研修及び臨時会(渡嘉敷村)

※事情により変更等がございますので、予めご了承ください。

栗国村携帯通信活用情報システム

- 船舶情報 ●防災情報 ●役場からのお知らせ
- お魚情報 ●航空情報 ●観光情報
- 特売情報が届くようになります。QRコードを読み取ってご登録下さい。



納税について

※納め忘れのないよう、よろしくお願いします。
※納付期限を過ぎた納付書は金融機関でお取扱いできませんのでご注意ください。

村民税 第3期(納付期限) 10月31日(木)
国民健康保険税 第4期(納付期限) 10月31日(木)
後期高齢者保険料 第4期(普通徴収) 10月31日(木)

※栗国村役場では、税金や各種料金は納付忘れが気にならない郵便局の口座引き落としをおすすめしています。次の税金や各種利用料がゆうちょの口座から引落が可能です。

- ①固定資産税 ②軽自動車税 (担当：総務課 ☎988-2016)
- ③住民税 (担当：民生課 ☎988-2017)
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料 (担当：民生課 ☎988-2017)
- ⑥上下水道料 ⑦村営住宅使用料 (担当：経済課 ☎988-2258)

通帳と届出印、納税通知書や支払い済みの領収書をお持ちの上、郵便局で申し込み手続きをお済ませ下さい。
不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせ下さい。
栗国村内であれば栗国郵便局(988-2004)でも対応可能です。

教育委員会からのお知らせと参加のお願い

★ 令和6年度体力・運動能力調査の実施について ★

- 1 開催日時：令和6年10月27日（日）13時～17時
- 2 会場：栗国小中学校体育館
- 3 参加対象：村民（20歳～64歳・65歳～79歳）
- 4 種目：握力（共通）・上体起こし（共通）・長座体前屈（共通）
20歳～64歳（反復横跳び・急歩・20m シャトルラン・立ち幅跳び）
65歳～79歳（開眼片足立ち・10m 障害物競走・6分間歩行）
- 5 問い合わせ先：栗国村教育委員会 098-988-2449



★ 国際交流支援事業ホームステイ ★

栗国中学校1名の生徒が7月21日（日）にアメリカ・カリフォルニア州サンタマリアのホームステイ先へ出発しました。また、帰国は8月13日（火）となりました。
（受託事業者：（株）南日本カルチャーセンター）



★ まちなか留学 ★

沖縄国際交流体験促進事業「まちなか留学」が受託事業者 HelloWorld（株）により実施され、沖縄在住の外国人家庭へ滞在するホームステイプログラムに参加しました。

本村からは小学4年生から中学3年生の児童生徒7名が8月5日（月）から同月8日（木）まで体験しました。



三線教室募集

生涯学習の一環として、各小字のマースヤー行事の地謡育成・村指定の「むんじゅる節」地謡の育成及び古謡の継承保存のため、令和6年10月より三線教室の受講生募集を行います。

受講料は無料となっております。興味のある方は申し込みをお待ちしております。

※（三線を持っている方は持参してください）

沖縄民謡三線教室：毎週水曜日 午後7時30分～午後9時

八重山民謡三線教室：毎週火曜日 午後7時30分～午後9時

場所：栗国村中央公民館

∴教育委員会にて申込をお願いします。（随時受付します。）

電話：098-988-2449



年金受給者の方を支援する制度です。 ねん きん せい かつ し ゃ し えん きゅう ふ きん 年金生活者支援給付金

老齢年金を 受給されている方

支給対象者 (①～③の全てに該当する方)

- ① 65歳以上の老齢基礎年金受給者
- ② 前年の所得等が約88万円以下
- ③ 世帯全員が市町村民税非課税

障害年金を 受給されている方

支給対象者 (①②の両方に該当する方)

- ① 障害基礎年金受給者
- ② 前年の所得が約472万円以下

遺族年金を 受給されている方

支給対象者 (①②の両方に該当する方)

- ① 遺族基礎年金受給者
- ② 前年の所得が約472万円以下

現在、給付金を受け取られている方のお手続きは不要です。

1 とど 届く

対象者の方には
右の封筒が届きます。



2 せい きゅう 請求する

中のハガキに記入して、
切手を貼って投函してください。



3 う と 受け取る

給付金が支給されます。



ご家族や周りの方で
請求されていない方は
いませんか？

詳しくは、ウラ面を
ご覧ください。



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金給付金 検索



ねん きん せい かつ しゃ し えん きゅう ふ きん

年金生活者支援給付金は、3種類。

以下の支給要件を満たしている方が対象です。また、受け取るには請求手続きが必要です。

1

老齢基礎年金を受給されている方へ 老齢年金生活者支援給付金

支給要件

- 65歳以上で老齢基礎年金^{※1}を受けている。
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の公的年金等の収入金額^{※2}とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が878,900円以下である。

※1 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。



給付額

月額5,140円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。^{※1}

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,140円×保険料納付済期間^{※2}／480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝11,041円^{※3}×保険料免除期間^{※2}／480月

※1 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が778,900円を超え878,900円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※2 給付額の算出のもととなる保険料納付済期間等は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。

※3 保険料免除期間に集まる金額は、毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については11,041円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6、保険料1/4免除期間については5,520円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については11,008円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6、保険料1/4免除期間については5,504円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

2

障害基礎年金を受給されている方へ 障害年金生活者支援給付金

支給要件

- 障害基礎年金^{※1}を受けている。
- 前年の所得^{※2}が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円^{※3}」以下である。

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※2 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

障害等級2級の方：月額 5,140円 障害等級1級の方：月額 6,425円



3

遺族基礎年金を受給されている方へ 遺族年金生活者支援給付金

支給要件

- 遺族基礎年金を受けている。
- 前年の所得^{※1}が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円^{※2}」以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

月額 5,140円

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,140円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。



※所得の基準額等は、令和5年10月時点の金額です。

ご請求でお困りになったときには、お電話またはお近くの年金事務所へ。

給付金専用
ダイヤル

(ナビダイヤル) **0570-05-4092**

050から始まる電話でおかけになる場合は東京03-5539-2216

年金給付金 検索

〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栗国診療所

医師 大田瑞生



インフルエンザについて（新型ではない方）

これから冬に向かって、風邪などが流行ってくる季節でもあります。例年は12-1月に流行することの多いインフルエンザですが、昨年は10月から感染者が増えていたこともあり今年も油断は禁物です。

・学校での扱い

「学校保健安全法」の中で出席停止期間について「発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と書かれています。つまり症状が出てから最短5日間は出席停止、熱が出ていれば熱が下がった日の次の日を1日目として2日間出席停止となります。

発症 =0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1 2日で解熱	熱あり ×	解熱 ×	×	×	まだダメ ×	○	○
例2 4日で解熱	熱あり ×	熱あり ×	熱あり ×	解熱 ×	×	×	○

× = 出席停止 ○ = 出席可

・職場での扱い

じつは仕事については法律で休養期間は定められていません。もちろんインフルエンザに関わらず体調不良の際には配慮しなければならない、という決まりはありますが、インフルエンザになったら休まなければならないのか、何日休むのかと言う点については各職場の判断となります。もしもインフルエンザになった場合は、まず職場と相談しましょう。

・治療について（日本感染症学会 HP「～抗インフルエンザ薬の使用について～」参照）

インフルエンザの治療として、タミフル（オセルタミビル）の名前をご存じの方は多いと思います。実はオセルタミビルは、症状が出てから早期（48時間以内）に使用開始した場合リスクの少ない若年～成人においては症状のある期間が1日短くなるが重症化を防ぐ効果はない、とされています。ですのであまり積極的に抗インフルエンザ薬は処方していません。

例外的に、下記の方は積極的な処方の対象になり得ます。

- ・インフルエンザで入院歴のある方 ・重症（肺炎合併など）の患者
- ・免疫抑制など重症化リスクの高い方 ・2歳未満または65歳以上 ・妊婦または産後2週間以内

基本的には自分の免疫力で治るのを待つ感染症です。ですが、かからずにすむのが一番です。まずは体力をつけること、そしてワクチン接種も重症化予防で推奨しています。また、感染したと思ったら自宅でゆっくり休むことも大事です。これから涼しくなる季節、体調管理にはより一層気を付けて元気に過ごしていきましょう！

地域おこし協力隊だより

“狩猟免許試験にチャレンジ!?”

この度、狩猟免許取得（わな免許・網免許）のために講習会に参加し、知識向上と技術取得を行いました。そして、8月2日に行われた【令和6年度狩猟免許試験】に挑戦しました（合否は9月30日です）。

狩猟免許取得の経緯としては「ヤギ飼育体制の確立のため」「島内の野ヤギ対策のため」などの観点から、狩猟免許が役に立つはずということがきっかけです。

私は今回の免許取得チャレンジから、ヤギの生態を学んだり、狩猟とはなにかを学んだり、さらになわや網猟の技術を習得する等、いろいろなことを勉強することが出来ました。この経験を活かし、今後栗国のヤギを使って、地域がたくさんの笑顔になるようにという取り組みを現在考えています。

今後ヤギによる栗国振興がコツコツと動き出す予定です。



<講習会のひとコマ!>



<わな猟免許の模擬試験>

(地域おこし協力隊 笹沼誠)

栗国島巡りウォーキング

沖縄県ウォーキング協会

WALK



顧問 玉寄貞一郎
会長 波平 茂行
事務局長 表神明利則

8月24、25日2日間にわたり栗国島巡りウォーキングを県内から会員と一般参加40人が集まり、晴天の下で自然溢れる島内を歩いた。

栗国港から洞寺（てら）を経由し、マハナ展望台まで歩いた。パノラマ状に広がる海と青空といったロケーションに「とてもきれい」「大自然を感じることができて感動」との声が上がった。又夜の星空観察も凄いと皆大感動する。

また次の機会にも栗国島巡りウォーキングをやって欲しいとの要望もあり、有意義なウォーキング大会でした。

栗国島村役場、他協力して頂いた皆様には感謝いたします。有難うございました。



10月 栗国村行事カレンダー・ニューフェリーあぐに・第一航空 運航予定

日程・日時変更の際は村内放送でお知らせします。※航空便の変更等に関する放送はございませんので、第一航空（株）にお問合せ下さい。

日 旧暦	曜日	フェリー 泊発	航空便 栗国発	行事予定	日 旧暦	曜日	フェリー 泊発	航空便 栗国発	行事予定
1 8/29	火	9:30	13:45	足腰教室 離島振興総合センター 午後 1 時30分～ 3 時30分	16 9/14	水	9:30	13:45	
2 8/30	水	9:30	13:45	健康相談 保健師室 午前 9 時30分～午前11時	17 9/15	木	9:30	15:00	旧 9/15 アギグーシー 健康相談 保健師室 午前 9 時30分～午前11時
3 9/1	木	9:30	15:00	旧 9/1 ハマグーシー	18 9/16	金	9:30	13:45	
4 9/2	金	9:30	13:45		19 9/17	土	9:30	13:45	
5 9/3	土	9:30	13:45		20 9/18	日	9:30	13:45	
6 9/4	日	9:30	13:45		21 9/19	月	9:30	13:45	
7 9/5	月	9:30	13:45		22 9/20	火	9:30	13:45	足腰教室 離島振興総合センター 午後 1 時30分～ 3 時30分
8 9/6	火	9:30	13:45		23 9/21	水	9:30	13:45	
9 9/7	水	9:30	13:45		24 9/22	木	9:30	13:45	健康相談 保健師室 午前 9 時30分～午前11時
10 9/8	木	9:30	13:45	健康相談 保健師室 午前 9 時30分～午前11時	25 9/23	金	9:30	13:45	
11 9/9	金	9:30	13:45		26 9/24	土	9:30	13:45	
12 9/10	土	9:30	13:45	インフルエンザ予防接種 離島振興総合センター 午前 7 時30分～午後 4 時	27 9/25	日	9:30	13:45	
13 9/11	日	9:30	13:45		28 9/26	月	9:30	13:45	
14 9/12	月	9:30	13:45	スポーツの日	29 9/27	火	9:30	13:45	
15 9/13	火	9:30	13:45		30 9/28	水	9:30	13:45	
					31 9/29	木	9:30	13:45	健康相談 保健師室 午前 9 時30分～午前11時

機材の年次メンテナンス・検査および乗員の訓練のため運休いたします。

機材の年次メンテナンス・検査および乗員の訓練のため運休いたします。

【村運営バス・デマンド型乗合タクシー】
 ・アニー号（コミュニティバス）
 ・リかりか号（デマンド型乗合タクシー）
《専用電話》080-9852-7362
 上記以外のお問い合わせ
《電話》098-988-2016

【船舶へのお問い合わせ】
 ・栗国村船舶課（7:30～17:15）
 ☎ 098-988-2495
 ・那覇船舶事務所（8:00～17:00）
 ☎ 098-862-5553

【航空機について】
第一航空株式会社那覇営業所
 電話番号 098-859-5531
 運航日時：1日1往復
 週3往復程度
 （月・水・土曜日）

【消費生活相談窓口】
 ・栗国村民生課
 ☎ 098-988-2017
 ・消費者ホットライン
 ☎ 0570-064-370

【民生委員】
 西地区担当：棚原 宏明氏
 東地区担当：安里 和雄氏
 浜地区担当：末吉 浩一氏

【人権擁護委員】
 呉屋 貴美江氏

【行政相談員】
 不在